

退職年金	減額退職年金	通算退職年金	廃疾年金	遺族年金	計
352件	7件	1件	5件	40件	405件

(イ) 年金年額の改定

昭和42年、昭和43年、昭和44年、昭和45年と4回にわたる年額改定があり、昭和42年は483件、昭和43年は、351件、昭和44年は681件、昭和45年は380件の仮想給料を決定し、公立学校共済組合に進達した。

この改定措置は、昭和42年10月から昭和43年9月までに給与事由の生じた者について昭和45年10月以降その年金額の算定の基礎となっている給料月額を昭和35年3月31日において施行されていた給与に関する条例(旧給与条例)がその者の退職時まで施行されていたと仮定し、その給料年額を88.964%に引き上げ、年金改定の対象範囲を昭和45年9月までに給与事由の生じた年金にまで広げた。

ベア前の年金額 (2万円ベース)	旧制度期間分 (法の施行日 前の期間分)	新法期間分 (法の施行日 以後の期間分)	
88.964%	15.204%	45年ベア分	45年ベア分
	29.76%	44年ベア分	44年ベア分
	12%	43年ベア分	43年ベア分
	32%	42年ベア分	42年ベア分
88.964%	旧制度期間分	新法期間分	

65才未満の者(遺族年金を受ける妻・子及び孫を除く)

88.964%	15.204%	45年ベア分	45年ベア分
	19.56%	44年ベア分	44年ベア分
	10.2%	43年ベア分	43年ベア分
	44%	42年ベア分	42年ベア分
88.964%	旧制度期間分	新法期間分	

65才以上70才未満の者並びに65才未満の妻・子及び孫

88.964%	15.204%	45年ベア分	45年ベア分
	11.76%	44年ベア分	44年ベア分
	7.8%	43年ベア分	43年ベア分
	54.2%	42年ベア分	42年ベア分
88.964%	旧制度期間分	新法期間分	

70才以上の者

その他教育職員から文官等に転じた者にかかる勤続加給条件の緩和措置を該当事者26名について行ない、本部へ進達した。

学校種別	普通恩給	扶助料	退隠料	遺族扶助料	計
小学校	1,642人	422,936千円	813人	102,090千円	36人
中学校	432	148,730	127	21,052	24
盲・ろう学校	3	1,104	8	1,371	1
高等学校					12
教育委員会その他	61	11,052	42	4,248	2
計	2,138	583,822	990	128,761	73

(2) 一時金について

(ア) 一時金の決定

昭和45年度において、法の規定により、支部が決定した一時金の給付概況は次のとおりである。

	退職一時金	遺族一時金	合計
件数	235件	6件	241件
金額	26,973,080円	912,667円	27,885,747円

(イ) 一時金統計調査

毎年公立学校共済組合が、一時金の処理状況ならびに追加費用の算定、長期給付所要財源率、責任準備金および収支決算の基礎資料とすることを目的として、計画し実施する調査である。

調査は、上半期と下半期の2回に分けて行ない、上半期は昭和45年4月1日から同年9月30日までの決定分を、下半期分は昭和45年10月1日から昭和46年3月31日までの決定分を調査した。

(3) その他

組合員動態統計調査

毎年公立学校共済組合本部が、長期給付所要財源率算定のための基礎資料をは握することを目的として計画し、実施する調査である。

この調査は、現在者と脱退者について行ない、現在者については全組合員の20分の1を抽出調査し、脱退者については昭和44年12月31日までに退職、転出した者を対象として調査した。

(4) 恩給(県費)

(ア) 恩給の支払い及び受給者の管理

教育関係職員(裁定事務の専決権が教育長にあるもの)の普通恩給、扶助料、退隠料及び遺族扶助料等いわゆる年金たる恩給の裁定及びこれに付随した支払い事務並びに受給者の管理等の恩給に関する事務で、昭和45年において恩給等の裁定をうけた者及び死亡その他の事由で恩給権を失った者の概数は、次のとおりである。

恩給種別	裁定	失権
普通恩給	1件	68件
扶助料	48	26
退隠料	-	1
遺族扶助料	1	-
計	49	95

昭和45年度における支給人員及び支給額の概数は、次のとおりである。